

届出事項等に関するもの

1病棟

* 精神科急性期治療病棟入院料

看護配置 13:1 看護補助 30:1

看護職員について

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝 8:15～夕方 17:00 看護職員1人当たりの受持数は8人以内です。
- ・夕方 16:00～深夜 22:00 看護職員1人当たりの受持数は16人以内です。
- ・深夜 21:30～朝 8:30 看護職員1人当たりの受持数は16人以内です。

看護補助職員について

身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせて頂く看護補助者等が1日に2人以上勤務しています。

勤務体系は下記のとおりです。

- ・朝 8:15～夕方 17:00

2病棟

* 認知症治療病棟入院料 1

看護配置 20:1 看護補助 25:1

看護職員について

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は下記のとおりです。

- ・朝 8:15～夕方 17:00 看護職員1人当たりの受持数は9人以内です。
- ・夕方 16:00～深夜 22:00 看護職員1人当たりの受持数は60人以内です。
- ・深夜 21:30～朝 8:30 看護職員1人当たりの受持数は60人以内です。

看護補助職員について

当病棟では、1日に8人以上の看護補助職員等が勤務しています。勤務体系は下記のとおりです。

- ・朝 8:15～夕方 17:00
- ・夕方 16:00～深夜 22:00
- ・深夜 21:30～朝 8:30

3病棟

* 精神病棟入院基本料

看護配置 加算 15:1 看護補助 加算 2 (50:1)

看護職員について

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は下記のとおりです。

- ・朝 8:15～夕方 17:00 看護職員1人当たりの受持数は8人以内です。
- ・夕方 16:00～深夜 22:00 看護職員1人当たりの受持数は30人以内です。
- ・深夜 21:30～朝 8:30 看護職員1人当たりの受持数は30人以内です。

看護補助職員について

身支度や食事等の身の廻りのお世話をさせて頂く看護補助者等が1日に2人以上勤務しています。

勤務体系は下記のとおりです。

- ・朝 8:15～夕方 17:00